

## 緊急事態宣言を受けての勤務体制(テレワーク)について

平素より、当協会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会のテレワークの期間を4月10日までとしておりましたが、4月7日に首相が緊急事態を宣言しました。

対象地域は、7都府県で、関東では、東京、神奈川、千葉、埼玉、で期間は5月6日までとされました。

これを受けて、当協会としましてもテレワークの期間を**5月8日(金)まで延長**することとしました。

つきましては、当協会へのご連絡、ご相談や調整等については、引き続きメールまたは携帯電話への電話対応をお願いします。

なお、その内容から協会事務所での打合せが必要な場合は、事前にご連絡頂ければ対応しますので、ご遠慮なく申しつけ下さい。

また、職員の事務所への出勤体制は、4月13日から原則、月曜日、水曜日、金曜日の週3日1名の時短出勤(10時30分～16時30分まで)とさせていただきます。

皆様には大変ご不便をお掛けしますが御理解、御協力の程、宜しくお願いします。